

決算審査特別委員会 第2号

平成30年9月26日(水曜日)

○議事日程

1 認定第 1号 平成29年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について

○出席委員(9名)

1番	木村 輔宏君	2番	池田 範彦君
3番	真貝 政昭君	4番	岩間 修身君
5番	寶福 勝哉君	7番	山口 明生君
8番	高野 俊和君	9番	工藤 澄男君
10番	逢見 輝続君		

○欠席委員(1名)

6番 堀 清君

○出席説明員

町 長	貞 村 英 之 君
副 町 長	佐 藤 昌 紀 君
教 育 長	石 川 忠 博 君
総 務 課 長	松 尾 貴 光 君
町 民 課 長	五 十 嵐 満 美 君
保 健 福 祉 課 長	和 泉 康 子 君
産 業 課 長	細 川 正 善 君
建 設 水 道 課 長	高 野 龍 治 君
会 計 管 理 者	白 岩 豊 君
教 育 次 長	本 間 克 昭 君
幼 児 セ ン タ ー 所 長	藤 田 克 禎 君
総 務 係 主 査	長 谷 川 秀 峰 君
財 政 係 主 査	人 見 完 至 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	三 浦 史 洋 君
議 事 係 長 兼 総 務 係 長	澤 口 達 真 君

開議 午前 9時57分

○議会事務局長（三浦史洋君） それでは、本日決算審査特別委員会の会議に当たりまして、出席状況を報告申し上げます。

ただいま委員9名が出席されております。6番、堀委員につきましては、所用のため欠席との連絡が入っております。

また、説明員は町長以下13名の出席でございます。

以上です。

◎開議の宣告

○委員長（岩間修身君） ただいま事務局長報告のとおり、9名の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時00分

○委員長（岩間修身君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎認定第1号

○委員長（岩間修身君） 一般会計の歳出から質疑を行います。

それでは、1款議会費、52ページ、53ページについて質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に2款総務費、54ページから81ページまで質疑を許します。

○8番（高野俊和君） 55ページの一般管理費の中の13節委託料ですけれども、この中に情報セキュリティポリシー改定など業務委託料があります。この委託料というのは多分本の内容などを改め直すことかというふうに思いますけれども、これは29年度1回きりのことなのでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） この情報セキュリティポリシー改定業務委託料につきましては、個人情報保護条例の見直し、マイナンバー制度に伴いまして個人情報の管理をするということで、パソコンの電算管理ですとか、そういうものの管理をする計画を策定した業務委託料でございますので、29年度単年度限りの予算となっております。

○8番（高野俊和君） 次に、61ページのこれも13節委託料なのですけれども、町有建物の除排雪の委託料が昨年大雪だったという印象余りないのですけれども、予算よりかなりオーバーをしていると思うのですけれども、何か特別な事情があったのでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） 大雪だったとしか言いようがない。出勤回数が多かったとしか言いよ

うがないのですが、52ページごらんください。建設課長を差しおいて私が説明するのもしかたがなものかと思うのですが、29年度の雪の量を見ていただければわかりますとおり、降雪量でいきますと28年度から比較するとふえております。道路の除排雪の金額もふえており、それに伴って町有建物の分の除雪経費もふえているという状況でございます。

○8番（高野俊和君） 最後ですけれども、65ページの企画費の中に「高速で行こう！！」北しりべし地域魅力発信協議会ってありますけれども、これ何ですか。簡単に説明してください。

○総務課長（松尾貴光君） 北後志5町村で構成しております。今高速道路余市インターまで来ます。それに伴ってPR活動をしていこうという協議会でございます。事務局は、余市町さんのほうで持っております。

○8番（高野俊和君） これは、30年度にも予算にのっておりますけれども、ずっと続くということになるのでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） 現状のところ30年度限りというふうに、開通までという認識でおります。ただ、今後引き続きこういう協議会続けていこうという話になれば、また変わってくるのですが、30年度までという認識でおります。

○3番（真貝政昭君） 財政の関係で総務課長お答えになっているので……

○委員長（岩間修身君） ページ数。

○3番（真貝政昭君） 財政運営を担当するところなので、一般管理になるかもしれませんが。昨日の財政指標の見方のところで書籍の話になりましたけれども、ことしから。毎年出されていた要望されていた図表化された財政指標なのですけれども、信頼度が薄いということなのですけれども、改めてあの書籍の発行者というか、著者を調べましたら、今北大に在籍していて、そしてかつては大学は東大卒で、自治省に入省されて、北海道庁にも在籍されて、そしてその分野の専門家として動いてきたのですけれども、この方が認識されて、そして書いているものについてそれが信用されないという古平町の見解が示されていたのですけれども、それを確認しようと思っているのですけれども、改めて伺いますけれども、そのような取り扱いでよろしいのでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） 調べられたということですので、今井太志さんという方が書かれている本をもとに、当時その本しか簡単に財政4指標記載されたものがございませんでしたので、財政指標の説明とあわせて皆さんにお配りをして、それに基づいた図表として落として説明をしてまいりました。ただ、あの指標のもととなっているものというのが、財政4指標もそうなのですが、標準財政規模という数字をもとに図表化しています。標準財政規模の中には基金を取り崩して財政運営をするという概念がありません。財源不足を補填するために基金を取り崩して財政運営をするという観点がありませんので、今また基金を取り崩しながら財政運営をしていかなければ厳しい状況にあるにもかかわらず、標準財政規模だけ見ていくと、どうもあの表に落とすと財政状況がいい、ちょっとよいあたりに固まって、何か増減をするような図表にはならないと。それが夕張のような極端な例の自治体であれば、いい、悪いという判断には立つのでしょうか、苦労している財政状況でいい指標が出るように運営しているものがあの図表できれいに表現されるかといえば、果たしてそうかなという思いがありまして、うちの実態にはあの分析の仕方では合っていないのではないの

かなというのが今の見解でございます。

○3番（真貝政昭君） 平成29年度の祭典行列に当たり、献酒は平成29年で例年どおり支出されていたと思うのですけれども、どこから支出されていたのですか。

○総務課長（松尾貴光君） 町長交際費のほうから支出しております。

○3番（真貝政昭君） それが法に触れるという見解を平成30年度でしたわけです。公費として違法と判断されたこの献酒については、そのほかにはあるのですか。

○総務課長（松尾貴光君） 交際費のほうからそのような宗教的色合いの強いものに対する支出というのは、琴平神社例大祭及び恵比須神社例大祭のみでしたので、その2件になるかと思います。

○3番（真貝政昭君） 今は総務費のところで行っているのですけれども、会館前だとか行われていたと思うのですけれども、会館前であれば教育長交際費からということなのですか。あと、町の会計にかかわってほかにはなかったのですか。

○総務課長（松尾貴光君） 文化会館前でやっていた部分については、教育委員会の交際費のほうから支出されていたと認識しています。その他のものについてはございません。

○3番（真貝政昭君） それと、夏の例大祭、やっこの行列に町職員が今まで協力されていたということなのです。それで、私余り祭典の中身についてはよくわかりませんが、地域の方々は宗教云々というよりも地域のイベントとして、結束を固める長年続いていた行事として、ほとんど古平町イベントなくなりましたので、この祭りをイベントとして捉えている向きがある。それで、町職員がそれにかかわるのは非常に大事なことでありと私は認識しているのです。それで、今後のことにかかわっていくかもしれないけれども、たまたま他町村の、たしかお話し伺うと京極町のイベントに研修として町職員が行ったということなのですから、それで参加できなかったといういきさつを伺っております。町民の感覚からすると、町のイベントよりも他町村のイベントを優先されたというふうには、おかしいという声が上がっています。何らかの力強い関係が京極町と古平町の間にあるのであれば、また来年も参加できないというような事態が起こるので、そういうのはおかしいのではないかと、これからは継続的に祭りであっても町職員がイベントとして参加していくのに支障があるのであれば、いかなるものかというふうに感じているのですけれども。

○総務課長（松尾貴光君） 今回夏祭りで町職員がやっこさんの行列で参加できなかった理由については、3連休ということで、まず1つ目が高速道路の開通イベントのほうへ職員3名駆り出されております。京極町との広域の連携協定の中で、うちはしゃっこいまつりのほうへ職員を派遣する。京極町さんについては、ロードレース大会のほうへ広域でイベントで出展をするという関係で広域でイベントの連携をしようという話になっておりますので、その行事がたまたま重なってしまったということで、京極のほうを大事にしたとか、そういう意味合いではございません。ただ、それについてはお互い広域で地域振興を図っていこうという、いわば公務、仕事でございます。そちらを祭典に出るより優先をさせていただいたと。これまでもやっこの行列につきましては、3年に1度どうしてもその時期に参議院議員選挙とかち合うことが多いです、お祭りの時期と。そのときについては、やっこの行列については人数繰りができないということで出てこなかった経緯もございません。今回の秋祭りについては、役場の公務もありませんでしたので、やっこさんの行列で参加する

段取りはしていたのですが、ご存じのとおり 2 日前に胆振東部地震が発生しましたので、その災害対応のためやっこさんの行列についてはお断りをしたという経過でございます。

○3番（真貝政昭君） 後志の広域ということなのですけれども、参議院選挙が定期的に訪れて、そういうイベントに参加する機会がなくなるというのは職員としてもじくじたる思いが随分あると思います。ですから、地域の人がイベントとして考え、そしてそれに一体となって役場職員が参加するような仕掛けを続けていくためにも、選挙だとか、突然のそういう災害は別にして、広域で公務としてぶつけるような感覚はぜひとも避けていただきたいと思う次第です。

終わります。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に3款民生費、82ページから103ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 98ページの幼児センター費について伺います。これから冬になります。公務補がことしから欠員状態になっているのですが、特に除雪に関しては公務補の役割が非常に大きかったと思います。玄関前の除排雪だとか、除雪機を数年前に買って、そしてかなりの時間かけて玄関前の排雪に努めたりだとかしています。それで、駐車場の除雪なのですけれども、ここは平成29年度で伺いますけれども、BGの玄関前は道路除雪が出動したときに除雪するという仕掛けになっていますよね。それで、朝2時くらいの決断で除雪に入るかどうかというのを決断するのですけれども、幼児センターの駐車場についてもそういう仕掛けになっていたのでしょうか。

○幼児センター所長（藤田克禎君） 幼児センターの駐車場に関しましては、私の認識では、まだ見ておりませんが、町の道路除雪と一緒にすることとなっておりますので、幼児センターのほうからは一切手はかかっておりません。かかる部分に関しては、幼児センターの玄関先の玄関前の道路だというふうに伺っております。

○3番（真貝政昭君） BGもそうですけれども、道路除雪が出ないときは、玄関前は職員の手によってほとんど玄関のほんの手前だけ除雪がされているような状況になっています。それで、幼児センターについても除雪が出ないときは平成29年度では公務補の力によって除雪がされていたという認識なのです。そこら辺が確認したいのです。もし公務補の役割がこの除雪に関して非常に大きい存在であるとすれば、欠員というのは非常に心配される場所なのです。そこを確認したいのです。

○幼児センター所長（藤田克禎君） 現段階では、私が朝5時に起きまして幼児センターに行って、1時間で終わらせて帰ってきて、休んで御飯食べてまた出勤というような形をとろうかなというふうに思っていました。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 大変厳しい環境になったのですね。

それと、もう一つは、幼児センターの資料で伺いますけれども、公務補の欠員に関係しまして、以前町長答弁で正保育士は基準では4名または5名という数字が出てきたのです。この根拠なので

すけれども、条例を調べましたら、長時間保育のところに注目したのですけれども、満3歳以上児36人、定員がです。満1、2歳児が12人、それからゼロ歳児が2人ということで、私の認識なのですけれども、満3歳以上児については1人の保育士が見る上限定員が20人という数字が記憶にありましたので、これから見ると満3歳以上児のクラスについては2人が必要だと、それから未満児については6人に対して1人という定員だったのではないかと、であれば2人と。ゼロ歳児が幼児センターになってからふえましたので、定員が2人ということで1人と。だから、4人または5人程度でいいという数字はこれを根拠にしたのではないかというふうに見ています。その確認です。

○副町長（佐藤昌紀君） 人数については、国の基準に基づいて計算しての答弁です。条例定数等もごさいすけれども、そもそも配置基準については国の基準に基づいております。それで、ゼロ歳児とか3歳児だとか、ちょっと今資料を持ち合わせてごさいませんので、細かいことについては答弁できませんけれども、その基準に基づいて計算した数字で前回お答えしているかと思えます。

○3番（真貝政昭君） 持ち合わせていないということなので、後で国基準を示してください。

それで、資料では臨時保育士の人数について、それから各人の年間の勤務日数が示されています。それで、3人の方の臨時保育士がほとんどフルタイムで年間雇用されているということなのですが、この方たちは特定の方が幼児センター始まって以来継続して今まで雇用されている臨時保育士なのでしょうか。

○幼児センター所長（藤田克禎君） そのとおりでございます。

○3番（真貝政昭君） 同じ仕事をしながら、臨時で甘んじさせているという疑問があります。これについてはここでは議論をしません。わかりました。

それから、保育料のことなのですけれども、各町村子育てにそれぞれ努力されていて、保育料の軽減というのが一つのテーマになっております。今回保育料比較一覧が出てきませんでしたけれども、これは資料が得られなかったという、そういうことなのでしょう。

○幼児センター所長（藤田克禎君） そのとおりでございます。

○3番（真貝政昭君） 次に、102ページになります。国民年金になりますけれども、9月18日付から、何か国のほうから申請書みたいな提出書類が新たに出されて、それに書き込まないと税のほうで損をする、そういう状況が生まれる場合があるという、そういうニュースを目にしました。扶養がある場合の一定規模以上の額の年金をもらっている方の方ですけれども、それに対する対応というのは準備しているのでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 今決算の資料しか持っていませんので、先日の件についてはそのもの自体が余り記憶にないのですけれども、毎年年末近くになりますと年金受給者の方には、はがきだったと思うのですけれども、扶養の状況を申告する調査のカードみたいなのが配られていたと思います。それが今回は申請書という形になって、毎年扶養の申告漏れの方がたくさんいらっちゃって、年金の支給額に影響が出るということで去年もたしかニュースになったと思います。扶養の申告漏れが報道されていたかと思うのですけれども、年金機構では本年度はそれに力を入れて、漏れないように扶養の控除を申告してもらおうということで、ことしは違った形の本当の申請書という形で送付されるということは書類で見た記憶があります。町村のほうにも申請書の様式というの

はあるのですけれども、基本的には年金受給者の方それぞれに送付されると聞いております。

○3番（真貝政昭君） 町内でそういう対象者の数というのは、年金機構なりから連絡とか役場には来るのですか。

○町民課長（五十嵐満美君） 受給者の人数については定期的に報告がありますので、申請書が送られる人数についてはうちのほうで把握していませんけれども、受給されている方というのは町のほうでわかります。あとは年金機構のほうから直接送られますので、町のほうには送ったよとか、幾つ送ったよとかという報告はなかったと思います。

○3番（真貝政昭君） 年金受給者なので、かなり高齢の方もいらっしゃいますし、とにかく1,000人以上になるのでしょうかね、年金受給者というのは。80歳前後の方にそれを報道した記事を見せたら、面倒くさいと、よくわからないと。活字そのものに疎いというのがあって、そういうものが出されても結構混乱が起きるのではないかというふうに見ています。ぜひともそういう対応を過不足なく対応できるような仕掛けをとっていただきたいなと思う次第です。

終わります。

○8番（高野俊和君） 87ページの工事請負費なのですけれども、これ前に多分説明をされていると思うのですけれども、予定額が6,000万以上だったのですけれども、決算ですと3,000万、半分ぐらいに減額されているのですけれども、これは過疎債が適用になっている事業だと思いますけれども、この減額、半分になったその理由みたいなものをもう一度お聞かせ願いたいと思いますけれども。

○保健福祉課長（和泉康子君） 今委員おっしゃっているのは87ページということで、元気プラザのスプリンクラーがなぜ半額になったかということなのですが、一体化している病院と元気プラザということでトータルで最初6,000万という予算組みしておりましたけれども、それぞれ医療機関ということと庁舎という、高齢者の福祉施設ということで、途中で補正させていただきまして、それぞれに見合った額で予算計上させていただいています。それに対する決算でございます。

○8番（高野俊和君） 同じページなのですけれども、13節の委託料なのですけれども、生活支援ハウスの運営事業の委託料ですけれども、これも500万ほど減額になっているのですけれども、これ自体は多分職員の人件費とショートステイの分だと思いますけれども、この減額の理由というのはショートステイの分の減額なのでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 運営委託料の関係ですけれども、こちらのほうは当初予算の中では社協のほうに委託している方6名と臨時さん、トータル8名の人件費です。それに対しまして、ショートステイを受け入れた部分はその人件費で行っておりますので、収入を差し引く、それと入居者の状況によりまして、社協の職員が支援ハウスの職員とヘルパー事業所としての身分を2つ持っていて、人件費のほうをその委託料で支払っていますので、元気プラザの入居者に対するヘルパーに対する報酬というのはその委託料のほうから相殺して、不足分を委託料とするので、最初予算計上の時点では歳入欠陥が起きないよということである程度軽度の見方をして、実際的には入居している方がだんだん衰えたので、ヘルパー業務がふえたということで、その分の収入が予算よりもふえましたので、相殺する赤字補填分、そちらのほうは縮小されたという形になります。

○8番（高野俊和君） 予算に少し関係なくなって申しわけないのですけれども、ショートステイ自体は満室ですっきりしているのでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 後ほどサービス勘定のほうでショートステイの実績は出ますが、海のまちクリニックでもショートやっていますので、それなりに医療の管理下のほうがいい方は病院のショートステイを選びます。それと、本当に二、三日、家族の慰労または本人の休養ということで選ばれる場合は生活を中心としたショートステイとして元気プラザのほうを選んでいただいているのですけれども、長期入院された方だとかということで元気プラザの利用者は減っております。

○8番（高野俊和君） それと、もう一つ、同じ87ページの老人福祉費の中の扶助費なののですけれども、この扶助費も半額以下になっているのですけれども、これ多分かなと、それから和順荘に入っている方の分だと思えるのですけれども、3分の1ぐらいになっているということは単純にこの2施設に入っている方の数が減ったというのが減額の理由なののでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 施設としてはかるな和順1施設で、28年度に3名いましたので、予算計上時は3名で計上していますが、実際29年度に入りまして他の施設に移った方と死亡された方ということで、現状1名の実績で3分の1になっております。

○8番（高野俊和君） 93ページの介護予防生活支援対策費なののですけれども、この中で19節負担金補助及び交付金の中で高齢者屋根雪おろし助成金ってできたと思うのですけれども、これ一応予算100万円とっているのですけれども、12万9,000円って意外に少ない金額で、もっと多いのかなと思ったのですけれども、10分の1ぐらいの決算ですけれども、これ申し込みがなかったということなののでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 28年度も17名ということで、今回11名の申請があります。それで、ケアマネだとか、チラシ、元気プラザだよりでは周知しているのですけれども、今回の雪の降り方が先ほど総務課長が説明したように量は多かったのですが、屋根の雪としては降っては解けて、降っては解けてということで屋根の雪おろし回数が全体的に少なかったのかなという分析と、あとは若干の周知不足ということで、事業ことし3年目になりますので、ことしの経過を見ながら、必要性だとかというところで今後の展開は検討していきたいと思っております。

○8番（高野俊和君） これを受けるに当たって、例えば介護認定を受けているというか、そういう条件みたいなものはありますか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 通常の除雪サービスというものには身障だとか介護認定の要件をつけておりますけれども、高齢者になると誰でも屋根の雪おろしは大変だろうということで、年齢制限しかしておりません。

○8番（高野俊和君） それは、町に申し込むだけでこの制度が活用できるということですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 担当課のほうに電話いただきまして、一応やる前とやった後の写真を撮らせていただくということで、申し込みいただくだけで要件はクリアできるかと思えます。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に4款衛生費、104ページから115ページまで質疑



を許します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 107ページの19節になります。妊婦一般健康診査通院支援助成金、予算が85万1,000円に対して支出済額が50万と、予算作成時の予定人数に対してどういう結果になったのでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 予算の積算人数は今確認しますが、実績としましては30人の妊婦さんに221回分、片道1,000円ですので、2,000円を掛けた金額が決算額となっております。妊婦の数は多いのですけれども、1年の中で2カ年にわたるケースがありますので、実数ではなくて多年度にわたりますので、実際に多いか、少ないかと言われると、実績としては出産件数が多いのですが、予算ですので、多分250回計算でされているかと思うのですけれども、実績としては実人数30人の221回分の補助金となっております。

○3番（真貝政昭君） 助成の手続なのですけれども、利用者、対象者がたしか償還払いだったと思いますけれども、煩わしさを改善するということが必要でないかと思うのですけれども、打開策はないのですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 申請行為についてなのですが、まずバスで行こうが車で行こうかというところはうちのほうで確認しておりませんが、妊娠届だとか定期的に保健師のほうで健診するときに母子手帳なりを確認して、書類はこちらで書いて署名していただくということにしていますので、特別申請に来ていただいてという煩わしさはないかと思います。

○3番（真貝政昭君） その都度ということではないということですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） うちのほうとしましては、月に1回ほど整理しているのですけれども、その中でこのほかに妊婦健診の委託料だとかも病院のほうから上がってきますので、その実績勘案しながら、なるべく対象者の方の負担かけないように、1カ月に1回のときに2回分払わさる方もいますし、1回分の方もいますので、その辺はなるべく対象者の方に負担をかけないような形で担当課のほうで進めております。

○3番（真貝政昭君） 支出の仕方は、口座振替ということになるのですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） そのとおりです。

○3番（真貝政昭君） それと、出産とかそういう健診については小樽協会病院がここら辺の中心のようなのですけれども、健診の行き先、小樽、札幌とあったと思うのですけれども、どのように29年度はなっているのでしょうか。それから、平成30年度も同じような傾向なのか伺います。

○保健福祉課長（和泉康子君） ちょっと今資料があれなのですが、小樽協会病院というよりも、定期健診のほうは、出産がおたるレディースクリニックが7割、8割ですので、そちらのほうが多く、あと里帰り出産とかを含めると、健診については余市協会で行っているのですけれども、余市協会をうちで受診している方はいません。あとは、小樽協会は1名、あと新開レディースクリニックだとか個人病院で、出産はしないけれども、健診されているという方も数名おりました。

○3番（真貝政昭君） 小樽集中ということなのですね。

○保健福祉課長（和泉康子君） 28、29は小樽中心になっております。

○3番（真貝政昭君） それから、町で行っている健康診断、町民向けです。ここではやはり委託

料になるのですか。

あわせて伺いますけれども、その中でC型肝炎の委託料がありますけれども、血液検査でこれを入れていると思うのですけれども、予防ということから血液検査の中にC型肝炎の検査を入れるというのは注目されているのが長野県で、がんの発症率が全国的に見ても低いということなのですから、古平町での取り組みと、それから実績です。どのように変化しているのか。以前のように海岸線地帯低いので、受診率が、利用者がです。それが変わっているのかどうか。

○保健福祉課長（和泉康子君） まず、町民向けの健診はこの委託料なのかというところなのですが、基本40歳以上の特定健診に関しては国民健康保険のほうでは国保会計のほうで、75歳以上の方については後期高齢の会計のほうで特定健診などをしております。こちらにのせています基本健診の審査委託料というのは、生活保護の方が保険に属されていませんので、その分と40歳未満の方です。こちらのほうは特定健診の義務づけがないので、町で責任を持つということでこちらのほうで委託料を組んでおります。ただ、一括して保健福祉課のほうで窓口でやっていますけれども、国保の方、後期の方、あと20歳以上40歳未満の方、あと生活保護の方、これらが古平町民ということで、それらの経費を各会計で分けて健診を受けていただいています。

C型肝炎の緊急対策費につきましては、義務的ではなくて、うちのほうとしましては初めて特定健診を受ける方を対象に初めの1回だけこの検査をしましょうということで予算組みしているものでございます。審査結果のほうについては、ちょっと今把握しておりません。

○3番（真貝政昭君） 次に、町立診療所の……

○委員長（岩間修身君） ページ数を。

○3番（真貝政昭君） 110ページです。8節の報償費で運営協議会の委員報償費が予算では7万9,000円に対して支出額が1万5,000円と、病院と町民の間を取り持つ協議会として重要ですが、会合の回数が少ないということは余りよくないと、病院と町民を結びつける上で。この理由は何なのでしょう。

○保健福祉課長（和泉康子君） まず、会議は昨年度1回行っております。予算計上の7万9,000円ということなのですが、会議1回、1人5,000円掛ける10人分プラスアルファということなのですが、会議時間が2時間以内ということで、5,000円の半額の2,500円で6名の支出しています。本来であればもう一度ぐらいできればなということではあったのですが、29年度につきましては不用額が大きかったのは本来の半額の支払いをしたということでございます。

○3番（真貝政昭君） 7万9,000円の算定根拠は、人数は関係なく、年に何回予定されて、実績は何回だったのですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 年2回の積算で、29年度は1回開催しております。

○3番（真貝政昭君） 年1回というのは少な過ぎると、2回でもちょっとどうなのかなという気がします。

それと、説明資料でいきますと、説明資料にはないのかな。何ページですか。

（「44ページ」と呼ぶ者あり）

○3番（真貝政昭君） 2階部分の利用の状況と、それから外来。入院というのがどういう扱いに

なっているのかよくわからないので、2階の利用のされ方について、資料に基づいてもいいのですが、説明をお願いしたいのと、それから外来人数の状況なのですから、今の団体に委託されてから平成29年度はどうだったのかと、その説明をお願いします。

○保健福祉課長（和泉康子君） まず、外来の状況なのですが、全員協議会のほうでも過去の経過等若干説明はさせていただいているのですが、掖済会時代のマックスであった平成26年でしたか、ちょっと今手元に資料ないのであれですが、そのときに1万弱だったのです。それで、昨年29年度は2年目ということで、トータルとして1万超えていますので、この診療所が地域のほうに根差した診療をしているのかなというところで、掖済会時代は上回っているということです、外来としましては。

2階の状況につきましては、昨年の7月からショートステイの指定をとりまして開始していますが、当初より有床ということの指定で、ただ看護体制が整わないということで医療の入院としては休止、運営はしておりませんが、ショートステイの短期入所ということで指定した部分については、看護職員ではなくて介護職員のスタッフがそろったということで介護保険の短期療養介護の事業所としてスタートしております。実績としましては、最初ならし運転ということで二、三名から始めております。最終的には平均7.7名ということで、後半のほうには11名程度が常時利用されているということで、6割程度で回っているかなという状況でございます。

○3番（真貝政昭君） スタッフの体制なのですから、介護と、それから下の医療のほうで医者を除いて人数わかりますか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 上と下とはっきり分けますと、まず事務員3人です。それと、下の外来としては常勤で2名、パートさんが2名の看護師とレントゲン技師1名ということです。上のほうには、管理者である看護師1名とパートさんの看護師が1名、それと介護職員が4名常勤です。そのほかに2名のパート職員で回しております。

○3番（真貝政昭君） そしたら、2階が8名、下が医師を除いてパートも入れて7名ということですね。

○保健福祉課長（和泉康子君） 多少パートさんとか正職員の介護士がやめたりと、その月によって変動はありますけれども、まずそこをベースに運営しております。

○1番（木村輔宏君） 監査で認定しているわけですから、私質問するのちょっとやばなのですから、113ページで指定ごみ袋購入、この年でしたっけ、ミニミニを使用とか、やったのは。

○町民課長（五十嵐満美君） 28年の夏からだったと思います。

○1番（木村輔宏君） というのは、予算書から見たときに指定ごみ袋購入が少なくなっているのです。ということは、ミニミニを採用したことによってそういう経費が町民が削減されたということになるのかなと思って聞いたのです。

○町民課長（五十嵐満美君） 指定ごみ袋の購入費と手数料に関しましては、年々人口も減っていますので、年々減ってはいます。小小をつくったからというわけではなく、全体として購入費用については減っています。年によっては若干ふえることもあるのですが、使用の量については減っていますので、当然購入についても減っているかなと。小小の影響が特に出ていているというわけ

ではなく、小小も定期的に、夏が主に多いのですけれども、出ていますので、特に小小の影響は感じておりません。

○1番（木村輔宏君） 同じ113ページのミックスペーパー収集運搬という、これもこのときに新しくできたやつ。

○町民課長（五十嵐満美君） ミックスペーパーの収集につきましても28年度の途中からです。7月から回収始めております。28年度は9カ月、29年度は丸々1年やっておりますので、こういう金額になっております。

○1番（木村輔宏君） というのは、ミックスのこれをやって効果はあったのですか。それとも、ないと言うと怒られるかもしれないけれども、効果的にはどうなのですか。

○町民課長（五十嵐満美君） 当初開始するときに見込んでいた量よりは確かに少ないです。増減が特に、今3年目に入っているのですけれども、特にふえたり減ったりということはなく、割と毎月一定程度の量が出ておりまして、影響といいますと北しりべし廃棄物処理広域連合に支出している負担金に影響が出てくるかと思っておりますけれども、先ほど言ったように思ったより量が少ないので、影響額については具体的に計算はしておりません。

○1番（木村輔宏君） というのは、これはどうしても国でやらなくてはいけないものなのか、指定されているものなのか、後志の関係でやるのか。ということは、燃やしてはまずいのかもしれませんけれども、逆にこういうことをやってプラスなのか、マイナスなのかという感じがしますので、指定されたものであればやらなくてはいけないのだろうし。

○町民課長（五十嵐満美君） 義務づけられてやっているわけではなくて、資源の再利用を目的にしております。ミックスペーパーにつきましては、倶知安の業者に持って行って処理してもらっておりますけれども、主にトイレットペーパーにかわった形になって再利用という形でされていますので、小型家電につきましてもそうですけれども、町民のリサイクル意識の向上と資源の利活用ということを目的にしております。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時14分

○委員長（岩間修身君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、5款労働費、116ページから117ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に6款農林水産業費、118ページから129ページまで質疑を許します。

○1番（木村輔宏君） 119ページのエゾシカの駆除については、これ大体毎年同じような、今回も

同じようなものなのですか。この決算で見る同じような金額ですけれども、逆に少ないかな、エゾシカのあれは半分くらいだと思うのです。

○産業課長（細川正善君） エゾシカの駆除の処分料ですが、29年度6頭の処分費であります。毎年同じかという質問に対しましては、28年度が14頭でしたので、半分の処分料になっております。

○1番（木村輔宏君） ということは、この近辺では鹿が少なくなっている。それともふえているけれども、駆除はしなくてもいいという感じ。

○産業課長（細川正善君） ここで計上している決算額なのですけれども、一斉捕獲の処分料ですので、これ以外にも通常で処分している処分料もありますので、毎年一斉駆除と緊急捕獲2つ合わせるとほぼ同じになります。町の一般会計で支出しているのが一斉捕獲という部分で、それ以外に鳥獣被害防止対策協議会のほうで負担しております金額もありますので、頭数的にはほぼ変わらないという状況です。

○1番（木村輔宏君） それに関連するかもしれません。121ページの委託料の32万、これ予算も32万、決算も32万、多分これは本当に委託料で払ってしまっているのでしょうかけれども、というのは熊の駆除が頭数がどうかということではなくて、結構いろんなところで出ているのですけれども、それに対してこれは32万でおさまっているのですか。

○産業課長（細川正善君） ここで計上しております有害鳥獣駆除の委託料ですが、猟友会古平支部に支払うもので、熊とは関係なく、カラス、キツネ、キジバトの有害鳥獣、農林水産に被害を出す有害鳥獣に対する駆除の委託料であります。

○1番（木村輔宏君） ということは、熊の駆除的なものはどこに掲載されている。この中以外のということ。

○産業課長（細川正善君） 熊の駆除は、決算書の119ページの下段のほうの8節報償費のところ、金額入っていないのですが、そこに駆除した場合に1頭につき3万円という駆除料が入ります。29年度は駆除しておりませんので、金額が入っていないということです。

○1番（木村輔宏君） ということは、熊が出たよとかという話はなかったのですか、それともあったけれども、とらなかつたということなのでしょうか。

○産業課長（細川正善君） 熊の目撃情報はありました。実際に29年度、目撃情報は8回あったと、そのうちハンターが出動したのが4回です。その4回のハンターの出動経費につきましては、決算書の119ページの下段のほうの1節報酬のところを支払っております。

○9番（工藤澄男君） 1点だけちょっと確認させてください。119ページの報酬の部分で農業委員会の報酬あります。これ農業委員が何人いて、それから專業農家という方々が何件くらいあるのかだけちょっと教えてください。

○産業課長（細川正善君） 農業委員は9名です。專業農家が4名です。

○9番（工藤澄男君） この4名というのは、農業委員にはなっていないのですね。

○産業課長（細川正善君） 9名農業委員がいらっしゃって、そのうちの專業農家という方が9名のうちの4名です。

○3番（真貝政昭君） 129ページの委託料で漁港トイレの部分があります。ことし漁協祭にちょっ

と行きますして、感想ですけれども、漁協祭やるに当たって結構な人出が出ます。簡易のトイレも出していますけれども、私が行ったときは使用禁止の札が張ってありまして、残るは外では1つ、中は使わせてくれるかどうかわからないのですけれども、非常に今後の運営に当たってトイレの整備というのが必要だというふうに思います。海の町ですから、漁協祭というのは大事にしてほしいなと思うので、その点改善策というのは、対応策ですね、考えているのですか。

○産業課長（細川正善君） 漁協祭の主催が東しゃこたん漁協ですので、漁協とそこら辺については話し合いをしたいと思います。中のトイレ使えたかどうかというのは、生産部の売店の中のトイレだと思うのですが、外が使えなかったときには使えたとは私は認識しております。

○3番（真貝政昭君） 主催がどのようになっているか詳細は知りませんが、大事にしてほしいなと思うのです。こういうイベントでかなめになるところはトイレですので、今回の場合、生産部の中のトイレが使えとなればかなり混乱を催すので、使用不能だったのではないのかというふうに思っています。特に最近は衛生面でかなり厳格ですので、外部の者が簡単に入れないようなルールがあると思うので、そこら辺対応を考えるべきかと思えます。

終わります。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に7款商工費、130ページから133ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 温泉施設の運営になります。132ページ、133ページです。それで、資料では49ページになります。それで、ことしから何か利用者の写真を撮って、ぶら下げていくのか、よくわからないのですけれども、厳格になったみたいですね。それはともかく、80になっても90になっても温泉まで行かないとこの券がもらえない仕組みになっているでしょう。それに対する不便さを訴える声があるのですけれども、変えることはできないのでしょうか。もう少し広くいろんな場所で、年寄りですから、なるべく動きたくないというのがあるものですから、改善策があるのではないかとこのように思うのですが。

○産業課長（細川正善君） 温泉に来るための券、温泉を使うための福祉券ですので、温泉に来るのが大変だという考え方にはならないのではないかと私は考えております。

○3番（真貝政昭君） 温泉券を手渡す期間というのは限定されているのでしょうか。

○産業課長（細川正善君） ちょっと詳しい資料を今持ち合わせていないのですが、最初に集中的には受け付けはしますが、その後もらっていない方なんかも申請してもらえよう形になっておりますので、限定とかはされていません。

○3番（真貝政昭君） 今は行きたくないのに、行かなければもらえないとか、今調子が悪いからもらえないと。入りたいときにいつ来るかわからないという場面も高齢者にはあり得るのです。だから、いろんな場面があると思うので、対応を全く考える必要がないというお考えのようですね、そうなのですか。

○産業課長（細川正善君） その年度のうちに申請をすればもらえますので、先ほど私ちょっと詳

しい資料持ち合わせていないとは言ったのですが、私の記憶の中では3月の終わりぐらいから4月の頭にかけて集中的に申請は受け付けますけれども、その後も温泉に行ったら、申請したら対象者であればもらえますので、臨機応変にもらえるような形になっておりますので、大丈夫ではないかと考えます。

○委員長（岩間修身君） 審議の途中ですが、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時30分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○3番（真貝政昭君） 次に、131ページ、海水浴場の近くにかつて整備した四方屋根の鉄筋コンクリートのトイレ、シャワー室があります。あれほどのような扱いになっていますか。

（「答弁調整お願いします」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時31分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○産業課長（細川正善君） 海水浴場の利用者のために、トイレのほうは使えるようになっております。シャワーのほうは、ちょっと今資料を持ち合わせていないので、使っているかどうかは定かではないです。

○副町長（佐藤昌紀君） トイレのほうについては、細川課長の答弁のとおりです。シャワーのほうですが、平成14年くらいにボイラーが老朽のため故障しまして、温水が使えなくなったことから、廃止しております。

○3番（真貝政昭君） 最近太陽パネルが普及して、夏場の短い時間だから、それにかえることは可能なのではないかなというふうに思うのです。トイレは、そこが使えて、それからまりんはうすのトイレが使えます。だから、トイレのほうは不足はないのかなというふうに思いますけれども、やっぱり帰るときのシャワーがああ海水浴場には必要でないかと思うのですけれども、その点は何も考えていないのかな。

○副町長（佐藤昌紀君） シャワーについては、まりんはうすのほうに、有料になりますけれども、シャワー室、それからお風呂、ユニットバスタイプのお風呂等が整備されておりますので、そちらで対応してもらおうようにしております。

○3番（真貝政昭君） 不特定多数が利用するような状況なのですか、まりんはうすのほうは。

○副町長（佐藤昌紀君） 利用実態については、ちょっと今調査等していない。担当課のほうで聞いているのかもしれないのですけれども、ちょっと今資料持ち合わせておりませんので、基本的に

は不特定多数の方が利用できる状態になっております。

○3番（真貝政昭君） 上の家族旅行村のほうにはコインシャワー室がセットされているはずですが、あれも利用可能な状況になっているのですか。

○産業課長（細川正善君） 利用可能であります。

○3番（真貝政昭君） 次に、プレミアム商品券が上段、19節にあります。平成29年は600万やっていた。28年、27年と同額程度かもっと出ていたように思いますけれども、わかりますか。

○産業課長（細川正善君） 29年度は発行額、3,000組で600万です。28年度につきましては5,000組なので、1,000万です。

（何事か言う者あり）

○産業課長（細川正善君） プレミアム商品券を始めた21年から25年までは3,000組です。26から28までが5,000組です。こちらにつきましては、加工協の破綻による町内経済の停滞感払拭するためにふやしたという経緯であります。

○3番（真貝政昭君） 21年から25年は、1年間に幾らですか。

○産業課長（細川正善君） 21年がプレミアム率30%ですので、900万です。22年から25年までがプレミアム率20%なので、600万であります。

○3番（真貝政昭君） ちなみに、ことしの予定は幾らになっていますか。

○産業課長（細川正善君） ちょっと29の決算とはずれてきたとは思うのですけれども、30年は2,000組でプレミアム率20%の400万であります。

○8番（高野俊和君） 133ページの温泉施設運営費の指定管理料でありますけれども、もともと指定管理の業者と契約を結ぶときに指定管理料のほかに、特別な事情があった場合には協定書の中で話し合いをして資金を町側から出すという、そういう話し合いがあったと思いますけれども、それは今も同じでしょうか。

○産業課長（細川正善君） 収支不足が発生した場合は、70万円まで修繕料を含めて補填するというのが29年度の協定書の内容であります。

○8番（高野俊和君） ここに指定管理料が65万幾らかのっていますけれども、これ予算では150万ほどだったと思います。それで、これが減額されていますけれども、その下のほうのろ過機ポンプなどの取りかえ工事で63万7,000円ほど、予算にないものが出ておりますけれども、これはそういうことがあって150万が65万何ぼに減額になったという、そういう事情があるのでしょうか。

○産業課長（細川正善君） まず、そもそもの指定管理料なのでありますけれども、150万で計上していたというのは、積算の時点では消費税が5%から8%に上がったときに料金改定などをしないで町のほうで負担するといった分が80万、それと指定管理者が温泉を運営するに当たって収支不足が発生した場合には先ほど私が言った70万負担するということですので、150万という予算計上をしました。結果、指定管理者が運営したら収支不足が29年は発生しませんでしたので、消費税の相当分だけで65万という金額を計上しております。委員おっしゃられたろ過機の取りかえとかというのは、別の大規模な修繕になりますので、それは別途計上したということになります。

○8番（高野俊和君） 今回はろ過機ポンプなどですけれども、温泉の施設というのは多分故障と



かいろいろな事情があった場合には金額がどんどん張っていくと思うのですけれども、それに関しての上限みたいなものは取り決めしているのでしょうか、それとも協定書の中でそういうふぐあいが発生した場合には古平町としてはそれを補填するという、そういう約束なのでしょうか。

○産業課長（細川正善君） 指定管理者との協定書の中では、修理費が20万円以上かかるものは役場と協議して負担を決めるということになっております。20万円までは指定管理者の負担でやっております。最終的にその収支不足が発生した場合は、70万まで負担するという取り決めにしております。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に8款土木費、134ページから143ページまで質疑を許します。

○9番（工藤澄男君） 137ページの下段の上、公有財産購入費ということで町道高校通線用地購入費ってありますけれども、この内容をちょっと教えてください。

○建設水道課長（高野龍治君） 財産購入費につきましては、高校通の坂おりてきて、ちょうどおりた左側、大伸さんの土地になりますけれども、のり面が大伸さんの土地に入っております。買収する予定で28年度は工事しておりましたが、28年度に工事が終わって、のり面ののり尻が確定して面積を確定することができましたので、その部分を用地確定測量かけて買収しております。ちなみに、面積としましては150平米程度でございます。

○9番（工藤澄男君） 143ページの負担金補助及び交付金というところで、住宅のリフォームと、それから定住促進住宅、それから住宅取得と、この3点の部分だけでよろしいのですけれども、各件数を教えてください。

○建設水道課長（高野龍治君） 決算説明資料に掲載しております。決算説明資料の106ページになります。住宅リフォーム等支援補助金につきましては、このページの中段の真ん中ら辺、リフォーム補助実績ということで23件、定住促進共同住宅につきましては次のページの107ページに1棟6戸建設しております。その下の住宅取得支援補助金につきましては、106ページのほうの左側、補助実績というところで、住宅取得補助実績というところで新築で3件、それと中古住宅の取得で4件の実績でございます。

○3番（真貝政昭君） 141ページの清川団地建てかえ工事監理委託料ですけれども、管理委託した会社の名前何ていいましたっけ。

（「答弁調整をお願いします」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時46分

○委員長（岩間修身君） 会議を再開いたします。

○建設水道課長（高野龍治君） 会社名は、北海道建築設計監理株式会社です。

○3番（真貝政昭君） 清川団地については、A棟、B棟、C棟、向きが非常によかったみたいで、夏暑いと感じたのは1日くらいで、それからA棟、B棟については灯油の使用料が、暖房ですね、極めて少ないという入居者の反応で、ぜひとも今後の町営住宅の建設に当たっては向きをこれを参考にしてほしいなと思います。

それで、町営住宅の2階建て、3階建て、今回の胆振の地震に伴って停電がありました。停電に伴ってふぐあい、住む上で。電気が通じなかったことで、多分オール電化が進んでいると思うので、暖房は使えない状況が生まれただろうと。それから、C棟については灯油タンク、清住もそうです。灯油タンクが半地下か1階にありますので、多分電動のポンプアップでオイルサーバーでやっていると思うので、冬は暖房については設置されたものでは使い物にならないだろうというのはわかります。それから、水道ですけれども、今回断水になったという話は聞いていないので、停電によって断水になった市町村もあるみたいです。給水地が古平の場合高台にあるので、それが幸いして断水にならなかったのかというのがあります。これは町営住宅に関してですけれども、その点について伺います。

○建設水道課長（高野龍治君） まず、停電になったら公営住宅も一般住宅も同じで、発電機というものを用意しておりませんので、電気系統のものは全てストップしてしまいますので、使うことができません。それと、断水に関しては、今回の地震では古平町は断水になりませんでした。それは、浄水場が高い位置にあるということと、あとそれと送水ポンプ、増圧ポンプに関しまして発電機というものを用意しておりますので、それで対応できましたので、断水は回避されております。ちなみに、浜町、西部の町なかについては、浄水場で発電機がちゃんと動いていましたので、浄水処理されてちゃんと通常どおり使うことができております。

○3番（真貝政昭君） そしたら、一般住宅も含めて、町営住宅2階建て、3階建てについての水の心配はなかったということですよ。関連しますけれども、福祉会の歌棄のあそこは下からポンプアップしていますけれども、あれも問題なかったのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 歌棄に送水するポンプにつきましては、旅行村のスキー場のところの下に1カ所と上に1カ所、2カ所ございますが、そこも発電機がちゃんと作動しまして、断水することはありませんでした。

○3番（真貝政昭君） それから、栄町にある生コンのほうの3階建てなのですけれども、あそこの暖房機については各階にそれぞれ各戸にホームタンクがある形式のやつなのでしょうか、それとも清住、それから清川のように地面に設置しているタンクからポンプアップしてという方式。違いはあるのですか。

○建設水道課長（高野龍治君） 詳細な資料を持ち合わせおりませんので、今ちょっとお答えすることができません。

○3番（真貝政昭君） 年度によって古い年度に建築された3階建て等の町営住宅は、仁木町の場合ですと各階の各戸にホームタンクがあつてという形式で、下から業者がホースで補うという形になっているみたいで、栄団地のほうがその形式に当たるのではないかというふうに思っています。

何にしても、こういう事態に対応するような対応を想定してほしいなと思う次第です。

それから、143ページの住宅の支援で、町長は平成30年度においては新築に対する助成金はストップしたということなのですから、ちょっと軽率に決断してしまったのではないかというふうに私は思っているのです。それで、町村の財政を考えると、町税の収入というのを考えたときに新築がふえますと固定資産税が入ってきますので、必ずしも無駄な投資ではないというふうに思っているのです。それで、資料でいくと107ページなのですから、大体概略なのですから、これが満度に固定資産税が入ってくるのが建設から3年後くらいだとは思っているのですから、どれくらい固定資産税として期待できるのかわかりますか。

○町民課長（五十嵐満美君） 資料を持ち合わせておりませんので、お答えできません。

○3番（真貝政昭君） 後で知らせてください。一般住宅ですとそれなりに減価償却されてだんだん少なくなっていくんですけども、新築の場合の固定資産税は大事だと思うので、町財政を考えた場合新築建物に対する助成というのは決して無駄なことではないということがわかるのではないかと思いますので、聞きました。

終わります。

○委員長（岩間修身君） 質疑の途中ですが、休憩いたします。1時まで昼食のため休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後0時56分

○委員長（岩間修身君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、9款消防費、144ページから147ページまで質疑を許します。

○3番（真貝政昭君） 145ページの一番下段になります。樋門のポンプの点検の状況、沢江、紅、泉沢樋門のポンプの点検なのですから、どの程度の割合で点検していますか。

○総務課長（松尾貴光君） 樋門のポンプを動かすときというのは、雨、台風等々の低気圧だとかか来て雨で、事前にそれについては把握できますので、おろすたびに点検をして、試運転をして管理をしている状況にあります。

○3番（真貝政昭君） 定期点検というのはやられているのですか。

○総務課長（松尾貴光君） 春先に1度、冬の間越冬するものですから、点検はしてもらっています。

○3番（真貝政昭君） 平成22年の大雨、洪水時に泉沢樋門のポンプがヒューズのさびで動かなかったということがあって、それ以来定期点検というのを月に1回程度やるという議会でやりとりがあったのです。昨年もちょうとふぐあいがあって、平常時でしたけれども、ありました。今聞いていると年に1回で終わる場合もあるというような、それではちょっと粗いのではないかというふうに思うのですから。

○総務課長（松尾貴光君） 年に1回大規模な点検はしております、きちんと。大雨、台風が接近

するたびにつぼの中へ落として試運転をして、きちんと動作するか点検、動作確認は確実にっております。

○3番（真貝政昭君） だから、非常時にそうやってやるというのでは遅いということを行っているのです。やはり平時の定期点検というのは常に必要だというふうに思います。

それから、ここで聞くべきかどうかわからないのですけれども、今回の胆振の地震の際の停電ですけれども、災害時の対応ですけれども、停電後防災無線から放送がありましたけれども、どのような対応をとられるのか一度伺っておこうかなと思っています。今回の事例ですけれども、停電からどういう動きがあって、対応がどうのこうのという初期初動なのですけれども、どのような対応をとられましたか。

○総務課長（松尾貴光君） 今回の対応につきましては、平成29年度の決算とは直接関係がないので、きちんとした時系列等々の資料については現在持ち合わせておりませんが、停電時の一般論ということでよろしいかと思いますが、停電が発生した場合につきましてはその状況に応じて防災無線で停電が発生している旨のお知らせをする。必要に応じて、長時間長引くようであれば、それぞれその時々合った対応をしていこうと考えております。

○3番（真貝政昭君） 日を改めて聞く機会を設けたいと思いますけれども、今回のような胆振のああいふ事例というのはここで起きないということはないと思います。隣の積丹町の動きを伺いましたところ、東京にいらっしゃった町長が急遽帰省、停電で飛行機が飛ばないということもあって、レールで青森に着き、フェリーで函館に着いて、出迎えた職員が迎え入れたという動きをして対応していると。古平町は一体どのような体制をそのようなときにとられるのかというのが関心事としてあります。これは町民の関心事でもありますので、いざというときの古平町の体制というのはどうしても関連していきますので、質問に備えていただくようお願いしたいと思います。

終わります。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に10款教育費、148ページから175ページまで質疑を許します。

○8番（高野俊和君） 初めに、151ページのスクールバス運行業務委託料がここで570万ほどのっておりますけれども、現在畑方面、沖方面、沢江方面でスクールバス利用しているという生徒はいるのでしょうか。

○教育次長（本間克昭君） スクールバスなのですけれども、利用人数、今32名おります。それで、畑方面が6名、それ以外の方が新地方面からの利用者となっております。

○8番（高野俊和君） 畑方面から来ている生徒というのは、小学生、中学生合わせてということですか、それとも一般の方なのでしょうか。

○教育次長（本間克昭君） 畑方面からの利用に関しましては、全て小学生です。

○8番（高野俊和君） 前は、西部方面のほかに畑とかの方面にスクールバスが行った場合には一般の人もスクールバスに乗車できていたと思いますけれども、現在もそれは一般の方も乗れるので

しょうか。

○教育次長（本間克昭君） 一般の方も利用できます。

○8番（高野俊和君） 次に、161ページなのですけれども、19節の負担金補助及び交付金のところで中体連の全道大会参加助成金が28万2,000円ほどのっていますけれども、全道大会に参加した競技は29年度は何団体だかわかりますか。

○教育次長（本間克昭君） 29年度につきましては、柔道とバドミントンの新人大会となっております。

○8番（高野俊和君） この助成金の中に一般の指導者の経費、例えば宿泊料も含めて、交通費も含めてなのですけれども、これもこの助成金の中に入っているのでしょうか。

○教育次長（本間克昭君） これにつきましては、指導者の随分分も含まれております。

○8番（高野俊和君） 今中体連の行事というのは、次長知っていると思いますけれども、団体といたしましても学校単位でやることになりますので、指導者自身が学校と関係なく一般の指導者が指導している分もあると思いますけれども、その指導に当たっている方の交通費や大会のときの宿泊料なども今後とも委員会のほうで取りまとめて行うようにしていただければと思いますけれども、その辺どうでしょうか。

○教育次長（本間克昭君） これまでにつきましても柔道等の指導者、一般の方に指導していただいております。その方全道の随分のときの旅費等を見ておりますので、これからも同じような扱いになろうかと思えます。

○3番（真貝政昭君） 高校生の通学助成の件です。資料でいけば58ページですか、下から4段目くらいです。ここをもう少し詳しく説明してもらえますか。

○教育次長（本間克昭君） ここの詳しい内容なのですけれども、内訳でいきますと余市9名、それと小樽が40名となっております。それで、金額につきましては余市の部分が72万円、小樽の部分が471万5,080円となっております。

○3番（真貝政昭君） 平成28年度は対象者のうち1名が途中で学校をやめられたというのがあったのですけれども、今説明があった人数というのは全て4月から12月まで進学された方全員が受けられたということなのでしょうか。

○教育次長（本間克昭君） 29年の決算中1名、余市の方なのですけれども、1名につきましては途中で退学されております。

○3番（真貝政昭君） 理由については伺っていますか、経済的な理由だとか、そういうのは伺っていませんか。

○教育次長（本間克昭君） 退学の理由については、こちらでは聞いておりません。

○3番（真貝政昭君） 何にしても、通学の費用というのが全額の助成でないものだから、例えば兄弟で余市、小樽とかって通っている場合、負担がすごいわけですから、だから、古平から高校が奪われて、経済的な理由で古平に行かざるを得ないという事例が今までもありましたけれども、通学せざるを得ないという家庭にはそういう経済的な問題が押しかかってくるわけですから、ぜひともそこら辺を配慮に入れて調査するだとかしていただきたいなと思えます。

それで、積丹町と比べて、古平町の場合は3カ月に1遍の償還払いということで、積丹町よりはまめにやってくれているのですけれども、利用者の父母には煩わしい作業が道ですべてやっていた場合と違って出てきていますので、教育長は道庁出身者ということもあって、そこら辺を改善できないかというのがあります。何とか道筋があるのではないかというふうに思うのですけれども、不可能なことなのですか。

○教育次長（本間克昭君） これにつきましては、できるだけ簡素な方法とは考えてはいるのですけれども、実際に支払われた金額だとかを把握しないと、助成金一度出したけれども、後から戻してもらおうとかということもあり得ますので、今やっている方法、きちんと出したものが確定した段階での支出というのが妥当かと考えます。

○3番（真貝政昭君） 町村と地方自治体と道教委が管轄する道立の高校という場合、何らかの連絡経路というのが可能性はあると思うのです。私立はちょっと別物ですけれども、そこら辺の可能性を探っていただきたいなというふうに思います。

それと、資料でいきますと59ページの社会教育団体助成事業で資料上段のほうになりますけれども、今回資料請求で社会教育の町民の団体、それから体連の関係団体、大体つかみ金で100万か数十万の年間予算で、それを各団体で分け合って、その活動の一助にしているというのが余ったら返還を求めるという方向にことしになりましたけれども、29年度は今までどおりだったはずですよ、確認です。

○教育次長（本間克昭君） 29年度につきましても補助金はきちんと報告していただいて、残った部分については町に返還という形を29年度からとっております。

○3番（真貝政昭君） 新しい町長になってからなのですね、そしたら。この方針は、新町長の発案ということなのですね。

○教育次長（本間克昭君） 町長の方針とかというわけではなくて、町に補助金交付規則があります。それに基づきましてきちんと精算してもらっているというのが今回の方針というか、規則にのっとったやり方です。

○3番（真貝政昭君） それで、後志の各町村のこういう団体への助成額というのは大体似たり寄ったりで、わずかなものなのだけれども、実際にそのように行っている自治体がどれくらいあるのかというのに対して資料を求めたのですけれども、出てこなかったと。わからないということなのですか。

○教育次長（本間克昭君） 各町村連絡として確認すればできたのだらうと思うのですけれども、各町村も補助金の規則持っていると思います。それに基づいて支出しているものと判断して、今回の資料提出はいたしませんでした。

○3番（真貝政昭君） 聞けばわかるということですか。

○教育次長（本間克昭君） 各町村に確認すればわかります。

○3番（真貝政昭君） 忙しいのですか。

○教育次長（本間克昭君） 今回古平町の対応を説明すれば、各町村から資料を集めなくても説明ができるだろうなという判断のもと提出いたしませんでした。

○総務課長（松尾貴光君） 追加で財政担当の私のほうから、補助金を総括しているので、答弁させていただきます。

補助金の性質上、単年度の事業に対して単年度分の補助金を出しております。単年度の事業に対して多かった部分については、返還をしてもらう。補助する事業と認めた事業に対してお金が余った部分については、もちろん精算行為をしてもらう。それが当然のことと理解しております。

○3番（真貝政昭君） だから、考え方があると思います。今までの考え方は、つかみ金で100万なら100万という助成額を決めて、それを加盟の団体がふえようが、減ろうが、それをわずかな額ですけども分け合って、加盟団体が少なくなれば喜ぶような、いろんな団体の活動のために使えるお金がふえるということで。今のようなお話ですと、むしろそういう体連関係、文連関係の団体を活発にさせようというのであれば、別な考え方で助成額をやって、そして余ったら返還させるという方式をとったほうがこれからのそれぞれの団体の活動の発展のためにもいいのではないかという考え方が出てくるのです。今までの額を決めて、それを分け合えみたいな雑駁な考え方ではなくて、真に活動を活発化させる方向で事を考えていったほうがいいのではないかというふうに思います。感想です。

○1番（木村輔宏君） 165ページの、これはいつのときから変わったのかわかりませんが、不登校支援相談員報酬180万、これ昔何ていう名前でしたかね、ちょっと忘れちゃったけれども、それが不登校の相談員ということになったのですけれども、29年度で不登校という生徒と言ったらいいか、何人いらっしゃるのですか。

○教育次長（本間克昭君） 29年度につきましては、実際不登校になった子供はいないというふうに把握しています。一応何かあったときに相談できる体制を確保するというのが1点と、先ほど木村委員言っていましたように、かつて生涯学習アドバイザーという名前で社会教育事業のお手伝い等もしていただいております。仕事の内容については、その当時と変わらず、今も社会教育の事業を手伝ってもらったりだとか、放課後学習の協力をいただいております。

○1番（木村輔宏君） というのは、不登校の相談員に180万、これ高い、安い話ではないのですが、その下に不登校支援相談員費用弁償2万7,500円、これ予算の中にも約8万あるのです。ということは、そういう子供さんがいたのかなということ1つと、不登校の相談員さんがいるのに2万7,500円どうして払わなくてはいけないのかなという疑問点があったのですが。

○教育次長（本間克昭君） 費用弁償の部分につきましては、委員費用弁償という部分なのですが、これにつきましては上段の社会教育委員の旅費でございます。その下にあります不登校支援相談員費用弁償というのは、不登校支援相談員の旅費となっております。

○1番（木村輔宏君） というのは、不登校があったからの費用弁償でなくて、何かの会か何かの費用という考え方でいいのですか。

○教育次長（本間克昭君） 申しわけありませんでした。これにつきましては、不登校支援相談員の研修等に係る旅費でございます。

○1番（木村輔宏君） 次に、165ページの下から2番目に、予算にも出ているのですけれども、古平町若者交流事業実行委員50万、これは中身のことは多分私が考えているのと同じなのですから

も、実際に50万出していて、予算に入っていて、出ているのも50万ですけれども、これはどんな形でやって、どんな成果があるのか。成果があったほうが、期待するのですけれども、どうなのか、50万すっばり出して効果があったのかどうか、逆に期待して。

○教育次長（本間克昭君） 交流事業なのですけれども、目的といたしましてはさまざまな業種の人材交流促進、それと地域課題の解決を通しまして地域社会に貢献するというのを目的としてうたっております。それで、成果といいますか、事業内容といたしましては異業種の若い世代の方たちに集まっていただきまして、年4回の会議、それと異業種交流ということでスポーツ交流会を2回実施しております。参加人数につきましては、スポーツ交流会、全部で4回あるのですけれども、それぞれ36名、40名、23名、26名という参加をいただいております。これから若者世代の交流を通していろいろ町に貢献できる何かができればと考えているところです。

○1番（木村輔宏君） すごく集まってきてびっくりしていますけれども、これで例えば婚活的なものはあるのか。そういう交流はないのですか。

○教育次長（本間克昭君） たしか28年度には1度婚活的なパーティーみたいのをやったようです。ただ、参加者がやっぱり町内ということもありまして皆さん集まらなくて、1度限りで終わっているようでございます。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、176ページから181ページまで一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に14款職員給与費、15款予備費、182ページから185ページまで一括で質疑を許します。

○3番（真貝政昭君） さっき幼児センターの除雪の件で朝5時に除雪に管理職が出動するという、この特別豪雪地帯で子供を扱う施設でそのような管理職の扱いをしているというのにびっくりしたのだけれども、管理職の時間外の手当というのは出ないはずだよね。

○総務課長（松尾貴光君） 管理職につきましては、管理職手当という形で月額支払っておりますので、時間外勤務手当はございません。

○3番（真貝政昭君） 出ないということだね。

それと、たしか公務員の給与の支給の仕方が法律で変わって、俗にかんながけして、成績の悪いほうから成績のいい人に集中させるというような制度ができましたけれども、これスタートが平成29年度でしたか。

○総務課長（松尾貴光君） 人事評価制度のことかと思いますが、そのとおりだと思います。

○3番（真貝政昭君） 非常に悪い制度で、企業のほうではこういう制度は失敗だというふうにもう結論づけているのですけれども、日本の場合学力テストにしても、こういう給与制度の変更にしても失敗済みのやつが公務員のほうに入ってくるというような奇妙な日本になっていますけれども、なくするまで頑張ろうと思うのですけれども、古平町の場合そういう弊害を認識していくとい



う作業が必要だと思うのですけれども、この減らす方、それから一心に減らされた給与をいただく方というのは課ごとにできるわけですか、それとも役場全体で出てくるわけですか。教員の世界では、役場以前にA、B、Cランクに分けて、例えば小規模の学校ですと一番高く給料もらえるAという人が1人発生して、そしてCという人も多分1人か2人くらい発生して、中の部分がBというランクに分けて、そして以前は持ち回りでうまく不公平がないようにやっていたところもあるみたいなのですが、ここ数年それがだめになって、Aという一人の方が普通よりも給料をたくさんいただくという仕組みになってしまって、教職員同士の集まりでCの方がどうしたらAになれるかと叫んだことがあるというふうに、そういう具体的な話が実際に伝わってきています。古平町役場でもそういうことが起こり得ると見えています。それが課ごとに起きるのか、それとも役場職員、特別職を除いて全体でそういうことが起きるのか。集中される方が何名なのか、一番下の教員の世界でいえばCという部類は何人くらいなのか。具体的に古平町役場でどのような状況になるのでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） 本町におきましては、人事評価制度は導入されておりますが、まだ手当への反映というのは行っておりません。ただ、この人事評価制度というのは地方公務員法に規定されているきちんとした制度でございますので、現在の違法状態については早急に改善する必要があると、諸手当に反映できるような体制を早急につくっていかねばならないなというふうに認識をしております。

○3番（真貝政昭君） そしたら、トップの考え方でそれを先延ばしにすることも自由裁量というふうに考えていいのですか。

○総務課長（松尾貴光君） 地方公務員法に基づいて、本来であればやっていなければならないことでございますので、その点については法律でございます。法律に規定されておりますので、努力規定ではございませんので、町村長に裁量というものはございません。

○3番（真貝政昭君） だけれども、実際には平成29年度からそういう制度になっているのにやっていないということは、先延ばしにしても罰せられないということなのでしょう。

○総務課長（松尾貴光君） 現在違法な状況になっております。このような違法な状態で住民訴訟が起きたという事例も聞いております。ですので、町としては早急に制度確立しなければいけないなということで、道ですとか先進自治体の例を今調べて、取り組みをしようとしているところでございます。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に実質収支に関する調書と財産に関する調書、201ページから215ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで一般会計歳出の質疑を終わります。

それでは、続きまして一般会計歳入の質疑を行います。18ページ、1款町税から2款地方譲与税まで質疑を許します。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) ないようですので、次に20ページ、3款利子割交付金から9款地方交付税まで質疑を許します。

○3番(真貝政昭君) 資料を求めまして、消費税交付金の消費税への影響額という資料が出てきました。

○委員長(岩間修身君) 何ページですか。

○3番(真貝政昭君) 2ページです。定例会資料請求関係です。それで、根拠法令等を説明されていますけれども、消費税の部分と、それから社会保障財源分というところで平成29年がちょっとバックを黒塗りして示されていますけれども、社会保障財源分というのは使途目的が限定されていますけれども、ここをどのように説明されるのですか。どのような使い道で、具体的に何に使ったとかという説明できるものなのでしょうか。

○総務課長(松尾貴光君) 地方消費税交付金につきましては一般財源でございますので、特定財源でございませんので、この使途に使ったという説明はできません。

○3番(真貝政昭君) まだまだ足りないということですね。後で自分で計算しますけれども、消費税と、それから交付金合わせて約6,000万で、支出のほうで物件費だとか工事費とかで平成29年の消費税として支出している額は1億を超えます。その差額が消費税によって大分財政の影響を受けるということになりますけれども、その理解の仕方はどのようにされているのですか。

○総務課長(松尾貴光君) 消費税法によりまして支払う消費税は支払う、交付金として国の制度でございますので、計算式に基づいた地方消費税交付金については歳入として受けるという考え方でございます。

○3番(真貝政昭君) だから、消費税の影響が財政に与える影響は何もないということではなくて、あるというふうな捉え方でいいのでしょうか。

○総務課長(松尾貴光君) 消費税法によって払わなければいけないものでございますから、それによって財政に影響を受ける、受けない、そういうものではなく、支払わなければならないものだと認識しております。

○3番(真貝政昭君) 役所のほうではそれについては答えないという姿勢が全国貫かれているのかなというふうに思いました。税率が上がれば上がるほど影響が大きいというふうに認識していません。

それと、交付税ですけれども、平成30年度の普通交付税は確定して、大体これくらいの平成29年度並みの額に近づいたやつが報告されましたけれども、29年度についての特別交付税1億6,299万9,000円、平成28年、27年、この過去3カ年の特別交付税の額というのはわかりますか。

○総務課長(松尾貴光君) 説明資料の124ページをごらんください。地方交付税の推移といたしまして、平成20年度から平成29年度までの決算額を普通交付税と臨財債を足したものの、特別交付税の交付税の合計という形で表にさせていただいております。

○3番(真貝政昭君) 大体これくらいの推移というふうに受けとめていいのですか。

○総務課長(松尾貴光君) 特別交付税の推移ということによろしいのでしょうか。特別交付税に

つきましては、今回のように道内別なところでありましたら、国の総枠が決まっておりますので、災害で引っ張られたりするような事情もございますので、1億6,000万台というのがありきという数字ではございません。昨年度については、よく580万の減少でおさまったなという感覚であります。本来であれば、2,000万程度減るような算段をしていたのですが、よくこの減少幅でおさまってくれたと安堵しているところでございます。

○3番（真貝政昭君） 特別交付税の確定されるのは2月でしたか。

○総務課長（松尾貴光君） 3月でございます。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に22ページ、10款交通安全対策特別交付金から12款使用料及び手数料、25ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に26ページ、13款国庫支出金から14款道支出金、37ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に38ページ、15款財産収入から19款諸収入、45ページの中段まで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に20款町債、44ページから49ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで平成29年度一般会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

#### ◎延会の宣告

○委員長（岩間修身君） ただいま平成29年度一般会計歳入歳出決算の質疑が終わりました。

質疑の途中ではありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

延会 午後 1時44分